市役所からのお知らせ

国民年金

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

20歳以上60歳未満の自営業者や学生、フリーター、無職の人など、国民年金第1号被保険者の皆さん、保険料の納め忘れはありませんか？

保険料は、日本年金機構から送付される納付案内書で毎月の保険料を納めていただくことになっています。（納付案内書をお持ちでない場合は、堺西年金事務所☎（243）7900へご連絡ください。）

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもあるので、納め忘れがないか今一度ご確認ください。

保険料の納付には、時間と手間がかからず便利で安心な口座振替納付やクレジットカード納付のご利用をお勧めします。また、割引きのあるお得な振替方法（毎月・半年前納・1年前納・2年前納）もあります。

申込方法は、口座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関の届出印）し、市民課に提出してください。

問合先 市民課 ☎（275）6241

国民年金基金でゆとりのある人生を

国民年金基金は、国民年金にゆとりをプラスすることができる、自分で入る公的な個人年金です。掛金は全額所得控除なので税金がお得です。基本は終身年金なので、一生涯お受け取りができます。60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。

※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外

資料請求・ご相談は、全国国民年金基金大阪支部☎0120（65）4192へお問い合わせください。

税

令和3年度の償却資産申告は来年2月1日までに

市内で、会社や個人で工場・商店等を経営し、その事業のために構築物・機械・器具・備品等の事業用資産（償却資産）を所有している事業者は、毎年1月1日現在の資産状況を市に申告しなければなりません。

申告用紙は、申告が必要と思われる事業者へ今月中旬に送付します。（新規に事業所を開設した等、申告の必要が生じたにもかかわらず、申告用紙が届かない場合はご連絡ください）

申告期限 令和3年2月1日まで

申告の方法

▼初めて申告される方

令和3年1月1日現在で所有しているすべての資産について申告してください。

▼前年度に申告された方

令和2年1月2日から令和3年1月1日までの間に増加・減少・変更した資産を所定の明細書に記載し、申告書に添えて提出してください。

なお、前年度と資産内容が変わらない場合や前年度免税点未満（課税標準額150万円未満）の場合、廃業や解散などによって資産がなくなった場合も申告が必要となります。

※令和2年度に申告された方で、申告内容に誤り等があった場合は、速やかに修正申告してください。

問合先 税務課 ☎（275）6109

今月が納期限の税金

〈都市計画税〉
〈固定資産税〉
第3期分

12月21日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

宅地内の道路は非課税となる場合があります

宅地の一部が道路として何ら制約を設けずに使用されている場合は、道路部分が非課税となることがあります。非課税の適用を受けるには、道路部分が記載された測量図等とあわせて申告書の提出が必要です。

問合先 税務課 ☎(275)6109

家屋を新築・増築すれば登記申請が必要です

家屋の新築・増築等、または取り壊し（一部取り壊しを含む）をしたときは、法務局への登記申請が義務づけられていますが、登記手続きが遅れている場合は、税務課へ届出をしてください。

問合先 税務課 ☎(275)6109

未登記家屋の所有者が変わった場合は名義変更の手続きを

既存の未登記家屋の所有者が売買や贈与、相続等で変更された場合は、税務課固定資産税係で名義変更の手続きを行ってください。なお、法務局で登記手続きをされる場合は必要ありません。

手続きが遅れると、以前の所有者に課税されるのでご注意ください。

問合先 税務課 ☎(275)6109

国民健康保険

確定申告用の保険料納付済証明を送付します

令和2年中に各種保険料を納付された方へ、確定申告に必要な保険料納付済証明を1月下旬に送付します。

※事前に証明が必要な場合は納付予定額にて送付するので、健幸づくり課の各問合先へご連絡ください。

▼**国民健康保険**…「国民健康保険料納付済通知書」

問合先 健康保険係 ☎(275)6374

▼**後期高齢者医療保険**…「後期高齢者医療保険料納付済通知書」

問合先 健康保険係 ☎(275)6392

▼**介護保険**…「介護保険料納付済通知書」

問合先 介護保険係 ☎(275)6329

国保の12月の納期は25日です

国民健康保険料の12月の納期限は25日なので、お忘れのないようにお願いします。口座振替をご利用の方は、預貯金残額にご注意ください。

問合先 健幸づくり課 ☎(275)6374

税金の納め忘れはありませんか？

皆さんから納めていただく税金は、福祉・教育などの行政サービスやまちづくりに使われる大切な財源です。

問合先：税務課☎(275)6094

督促状の送付	納期限を過ぎても未納である方に督促状を発送し、納付をお願いします。納期限を過ぎると延滞金等が加算されます。
文書催告や差押予告の送付	督促状発送後も納付されない場合は、文書等により再度納付をお願いします。
財産調査	納付されない方に対して、勤務先や金融機関等へ財産調査を行います。
財産の差押	財産調査で発見した滞納者の財産に対し、差し押さえを行います。(給与・預貯金・不動産・保険等)
財産の換価	差し押さえた財産を公売・取立てにより換価し、滞納市税等に充てます。

※財産調査や差し押さえは、法律により本人の同意を得ることなく行うことができます。

国民健康保険窓口業務の一部を民間委託します

令和3年1月1日から健幸づくり課の国民健康保険窓口業務の一部を民間事業者に委託します。

事業者　株式会社セゾンパーソナルプラス

委託期間　令和3年1月1日～令和5年9月30日

業務内容　国民健康保険の各種届出書・申請書の受付業務

問合先　健幸づくり課　☎(275)6374

各種

事業者の皆さんへ 令和3・4年度入札参加資格審査申請の受付

市が発注する建設工事等の入札参加希望者の申請を受け付けます。申請書類は契約検査課で配布しています。(市ホームページからもダウンロード可)

業種　建設工事、測量・コンサルタント等、物品・製造等、役務

有効期間　令和3年4月1日～令和5年3月31日

受付期間

▼建設工事、役務：令和3年1月12日～20日

▼測量・建設コンサルタント等、物品・製造等：令和3年1月21日～29日

申請書類　入札参加資格申請書、市が指定する補足書類、業者カード

申請方法(今年は市内業者も郵送可)

▼市内業者：受付期間中の午前9時～午後5時(土・日曜日・祝日、平日の正午～午後1時を除く)に申請書類を契約検査課へ持参または郵送

▼市外業者：申請書類を契約検査課へ郵送

※郵送の場合は、申請書類を簡易書留(消印有効)でお送りください。(封筒に「入札参加資格申請書類在中」及び希望業種を朱書きし、業種毎に郵送してください。)

問合先　契約検査課　☎(275)6209

慌てないで！トイレ修理で思わぬ高額請求

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

トイレが詰まり、電話帳で見つけた業者に電話をして来てもらった。急いでいたので料金等は電話で確認しなかった。修理をしてもらったが、結局新しい便器に交換することになり、作業が終わった時点で「20万円」と言われた。すでに作業も終わっていたので仕方なく支払ったが、高額だと思う。(70歳代　男性)

ポイント　慌てて事業者を呼んでしまいがちですが、複数社から見積もりを取って、作業内容や料金をよく確認しましょう。事前に出張や見積もりに掛かる料金の有無を確認することも大切です。現場の状況次第では、更に修理が必要な場合もあります。作業前に作業内容や料金等を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておきましょう。水漏れの場合は、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておくとよいでしょう。

困ったときは、消費生活センターへ
☎(267)5501
場　所　市役所本館2階
時　間　9：00～16：45
休館日　土・日曜日、祝日
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報　第364号」から抜粋・イラスト黒崎玄

水道水の水質検査結果

令和2年10月採水分

項　目	基準値	検査結果値
一般細菌	1ml中100以下	0
大腸菌	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.83mg/l
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未満
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
塩化物イオン	200mg/l以下	17.0mg/l
有機物(全有機炭素の量)	3mg/l以下	1.0mg/l
pH値	5.8~8.6	7.34
平均遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.5mg/l
味	異常でないこと	異常なし
臭　気	異常でないこと	異常なし
色　度	5度以下	0.5度未満
濁　度	2度以下	0.1度未満

※検査結果値は、本市の代表的な水質の値です。

※基準値は、水道法に定められている値です。

※mg／lとは、水道水1L中に溶けている物質の重さです。

水質検査計画と検査結果の詳細は、行政資料コーナー及び上下水道課の窓口で閲覧できます。

問合先　上下水道課　☎(275)6426

ごみは正しく出しましょう

■資源ごみ・不燃ごみを出すときは処理券を貼る必要はありません

「プラスチック製容器包装」を出すときは、プラマークを確認し、汚れを落としてから出してください。汚れや中身のとれないものは、普通可燃ごみで出してください。重ねてまとめたり、つぶすことで、かさばらなくなります。

■紙ごみは積極的に集団回収へ

市内で排出される普通（可燃）ごみの約4割が紙類です。排出されている紙類の中には、チラシやパンフレット、お菓子等の箱、包装紙、紙袋などリサイクルできるものが数多く含まれています。これらの紙ごみは「その他雑紙」として、平成22年度から新聞・雑誌・ダンボール等に加え高石市有価物集団回収の品目に追加されています。

令和元年度、集団回収全体の回収量は約1864トンでした。自治会や子供会等で実施されている集団回収へ「その他雑紙」等を積極的に出していただくことが、ごみの減量・

年末年始のごみ収集

資源ごみ・不燃ごみの収集時間が通常より遅くなる場合がありますのでご了承ください。

また、ごみを直接焼却場（泉北クリーンセンター）へ持ち込む場合、年末は12月28日まで、年始は1月15日からとなります。持ち込む際は、一般廃棄物搬入申請書の提出が必要です。

なお、年末年始のごみの直接搬入は、数時間待ちとなる日もあり非常に混雑します。早い時期の搬入にご協力をお願いします。

搬入時間　午後0時45分～4時30分（土・日曜日、祝日を除く）

問合先　泉北クリーンセンター　☎0725(41)2030

■普通（可燃）ごみ

千代田・羽衣・西取石・取石は
年末　12月30日まで
年始　1月6日から

高師浜・東羽衣・加茂・綾園は
年末　12月31日まで
年始　1月7日から

■資源ごみ・不燃ごみ

千代田・羽衣・西取石・取石は
年末　12月22日まで
年始　1月12日から
※ペットボトル、プラスチック製容器包装のみ12月29日も回収

高師浜・東羽衣・加茂・綾園は
年末　12月25日まで
年始　1月8日から

■粗大ごみ（有料）

高石環境サービスセンターへ電話申込が必要です。

受付　月曜日～土曜日 午前9時～午後1時（12月29日～1月3日を除く）

【フリーダイヤル】☎0120(13)7008

【一　般　回　線】☎(264)2008

※フリーダイヤルは携帯電話・PHSからは通話できません。

再資源化につながるので、皆さんのご協力をお願いします。

問合先 生活環境課 ☎（275）6266

第5次高石市総合計画基本構想（案）にかかるパブリックコメントを募集

基本構想の策定にあたり、皆さんからのご意見を募集します。

閲覧期間 11月26日～12月22日

閲覧場所 市役所および市内各公共施設（市ホームページでも閲覧可）

意見提出・問合先 11月26日～12月22日（必着）までに住所・氏名・ご意見を記入し、総合政策課へ持参または郵送、FAX、Eメール［〒592-8585（住所記載不要）、☎（275）6034、FAX：（275）6481、Eメール：kikaku@city.takaishi.lg.jp］

みんないっしょに生きる社会を

まっぽっくり

STOP！コロナ差別

感染症による差別や偏見はあってはならないことです。映画に例えると、古くは松本清張氏原作の「砂の器」や樹木希林さんが主演した「あん」ではハンセン病が、また「ボヘミアン・ラプソディ」ではHIV感染問題が見え隠れしていました。

このような映画等で感染症の恐ろしさと、あってはならない差別を感じた方もいたのではないでしょうか。現実問題として私たちは新型コロナウイルス感染症の拡大に直面しています。オリンピックの延期をはじめ、泉州でもだんじり祭りなど数多くのお祭りやイベントの中止、縮小が決定されました。

私たちは、身近な方が感染した、または濃厚接触者となった場合や、感染症に立ち向かう医療機関の方々について正しく理解しなければなりません。今年の8月に庁舎ロビーで展示した日本赤十字社発行「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために」の一部をご紹介しながら考えていきたいと思います。

新型コロナウイルスの怖さは「3つの感染症」としての顔があり、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながるということにあります。この3つの感染症はそれぞれつながっており、知らず知らずのうちに私たちも影響を受けているのです。

▼第1の感染症「病気」

まず第1の感染症は病気そのもので、このウイルスは感染者との接触でうつることが分かっています。「手洗い」「咳エチケット」「人混みを避ける」など、ウイルスに立ち向かうための行動を、自分のためだけでなく周りの人のためにも徹底することが大切です。

▼第2の感染症「不安」

第2の感染症は不安と恐れです。不安や恐れは私たちの気づく力、聴く力、自分を支える力を弱めます。まずは自分を見つめてみましょう。そしていつもの自分と違うところを探し、自分の安全や健康のため必要なことを見極めて自ら選択してみましょう。

▼第3の感染症「差別」

第3の感染症は、嫌悪・偏見・差別です。不安を煽ることは病気に対する偏見や差別を強めます。第3の感染症を防ぐために「確かな情報」を広めましょう。一方で差別的な言動に同調しないようにしましょう。皆さんそれぞれの場所で感染が拡大しないように頑張っています。

・小さな子どものいる家庭
・高齢者
・治療を受けている人と家族
・自宅待機している人
・医療従事者
・日常生活を送って社会を支えている人

この事態に対応しているすべての方々をねぎらい、敬意を払いましょう。

このように新型コロナウイルスは「3つの感染症」という顔を持って、私たちの生活に影響を及ぼします。それぞれの立場でできることを行い、みんなで一つになって負のスパイラルを断ち切りましょう！

人権推進課 ☎（275）6279